

一般社団法人おしかパブリックサービス

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人おしかパブリックサービスと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、牡鹿半島地域において生活環境の維持向上及び地場産業の振興等に関するサービスを総合的に提供することをもって、社員相互の利益を図るとともに、牡鹿半島地域の暮らしやすいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公営乗合バスの車両管理及び運転業務又は運行業務
- (2) 学校給食の運搬業務
- (3) 家庭ごみ等の収集及び運搬業務
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 地域公共施設の管理業務又は保守清掃業務
- (6) 道路その他用地の除草、刈払い、支障木の伐採等の業務
- (7) 地場産品等の開発、生産、紹介、販売、研究等に関する事業
- (8) 捕鯨に関する広報活動及び情報提供事業
- (9) 観光おみやげ品等取扱小売店の経営
- (10) 観光案内所の運営
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示することをもって行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 基金拠出者が他の者に基金返還請求権の全部又は一部を譲渡するには、社員総会の承認を受けなければならない。

(基金返還の手続)

第7条 基金拠出者（前条第2項の規定により基金返還請求権の譲渡を受けた者を含む。）が拠出した基金の返還を請求するには、決算期前1か月以前に書面で請求するものとする。

2 基金の返還は、定時社員総会の普通決議によって行う。

第2章 社員

(入社資格と手続)

第8条 当法人の社員は、牡鹿半島地域に事務所又は事業所を置き、かつ、第4条の事業の円滑な実施に関係のある者及び地方自治に関する十分な経験と識見を有する者をもって構成する。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月前までに当法人に対して退社の予告を行うものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総社員の同意

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

宮城県石巻市日が丘一丁目1番1号

宮城県石巻市

宮城県石巻市鮎川浜十八成道3番地

鮎川商工業 株式会社

宮城県石巻市鮎川浜湊川36番地1

有限会社 鮎川観光タクシー

宮城県石巻市長渡浜根組41番地の2

中村隆造

第3章 役員及び職員

(役員)

第14条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2人以上6人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 理事と監事は、兼任することができない。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会で選任する。ただし、監事について必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

(任期)

第16条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第17条 理事長は、当法人を代表する理事（以下「代表理事」という。）とする。

(役員職務)

第18条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 理事長は、当法人の業務を総理する。

(2) 理事は、理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、当法人の業務を円滑に執行する。

(4) 監事は、一般法人法に定める職務を行う。

(理事会)

第19条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 定款施行細則その他規則等の制定及び改廃
- (2) 社員総会の招集決定
- (3) 入社承認
- (4) 事務局長その他職員の任免承認
- (5) 前各号のほか、理事長が付議した事項
(理事会の開催)

第20条 理事会は理事長が招集し、議長には理事長が当たる。

2 理事会の議事については、議事録を作り、議長及び出席理事1人以上が署名又は記名押印することを要する。

(監事の出席)

第21条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(役員報酬)

第22条 役員報酬は、社員総会の決議をもって定める。

(職員)

第23条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事長の命を受けて当法人の運営に関する権限を有する職員として置かれる。

3 その他の職員は、上司の命を受けて当法人の事務を掌る。

4 事務局長及びその他の職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第24条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第25条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第26条 社員総会は、理事会の決定に基づき理事長が招集するものとする。

(議決の方法)

第27条 社員総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第28条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した理事の中から選出する。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印することを要する。

第5章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類)

第32条 理事長は、毎事業年度、次に掲げる書類及び附属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、第3号の書類についてはその内容を報告し、第1号、第2号及び第4号の書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

第6章 解散及び清算

(解散)

第33条 当法人の解散は、総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(清算方法)

第34条 当法人の解散の場合における保有財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、一般法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成17年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第37条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(規定外事項)

第38条 この定款に規定のない事項は、一般法人法その他の法令の定めによるほか、この定款の施行について必要な細則を、理事会の決議を経て理事長が定める。

以上、一般社団法人おしかパブリックサービスを設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成21年5月26日

社員 宮城県石巻市日が丘一丁目1番1号
宮城県石巻市長 亀山 紘

社員 宮城県石巻市鮎川浜十八成道3番地
鮎川商工業 株式会社
代表取締役 伊藤 稔

社員 宮城県石巻市鮎川浜湊川36番地1
有限会社 鮎川観光タクシー
代表取締役 川田 靖夫

社員 宮城県石巻市長渡浜根組41番地の2
中村 隆造

附 則

この定款は平成21年5月26日定時社員総会において承認され、平成21年4月1日から施行する。

役員名簿

平成29年4月1日現在

No.	役職名	氏名	住所	年齢	常勤・非常勤	就任年月日
1	代表理事理事長	川田靖夫	石巻市鮎川浜松下1-6	74	常勤	H28.5.30
2	理事	中村 尚	石巻市長渡浜根組41-2	44	非常勤	H28.5.30
3	監事	伊藤 稔	石巻市鮎川浜熊野10-1	79	非常勤	H28.5.30

営業報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1 全般的状況

当法人は、牡鹿半島地域内において生活環境の維持向上及び地場産業の振興等に関するサービスを総合的に提供することをもって、社員相互の利益を図るとともに、牡鹿半島地域内の暮らしやすいまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成16年2月20日に設立しました。

主に、石巻市牡鹿地区市民バスの運行管理業務、一般廃棄物の収集運搬業務と中間処理業務、地域公共施設の清掃業務等及び民間からの受託業務を行っております。

第14期の営業内容につきましては、東日本大震災の影響が色濃く残っている中で、収入を前期比で2%弱増加することができ、さらに、経費等の削減により黒字に推移しました。

2 営業成績及び財産の状況

(1) 業 務 高 107,852,361円

業 務 内 容	業 務 高
石巻市牡鹿地区市民バス 運行管理業務	28,216,944円
一般廃棄物収集運搬 及び中間処理業務	50,227,332円
学校給食副食物運搬業務	0円
公園・施設等清掃・ 除草・管理業務	24,733,220円
民間受託業務	4,211,198円
売 店 業 務	0円
車 両 貸 与 業 務	463,667円
計	107,852,361円

(2) 経 常 利 益 623,883円

(3) 総 資 産 20,337,839円

(4) 純 資 産 9,043,446円

決 算 報 告 書

第 1 4 期

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

一般社団法人おしかパブリックサービス

宮城県石巻市鮎川浜大台 3 7 番地 2

貸借対照表

平成 29 年 3 月 31日現在

(一般事業会計)

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金		37,152	23,165	13,987
預金		8,696,788	6,256,682	2,440,106
受託替	預未収	9,783,274	10,404,620	△ 621,346
立		242,952	198,749	44,203
流動資産合計		18,760,166	16,883,216	1,876,950
2. 固定資産				
(1) その他固定資産				
運搬	搬	1,324,830	137,504	1,187,326
器具	備	244,503	346,731	△ 102,228
その他	定	8,340	0	8,340
固定資産合計		1,577,673	484,235	1,093,438
資産合計		20,337,839	17,367,451	2,970,388
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払	払	7,185,396	7,384,808	△ 199,412
預	り	240,997	202,256	38,741
未払	法	212,600	78,200	134,400
未払	消	799,400	1,070,000	△ 270,600
流動負債合計		8,438,393	8,735,264	△ 296,871
1. 固定負債				
長期	借	2,856,000	0	2,856,000
固定負債合計		2,856,000	0	2,856,000
負債合計		11,294,393	8,735,264	2,559,129
III 正味財産の部				
1. 基金				
基金		3,550,000	3,550,000	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)				
一般正味財産		5,493,446	5,082,187	411,259
(うち特定資産への充当額)		(0)	(0)	(0)
正味財産合計		9,043,446	8,632,187	411,259
負債及び正味財産合計		20,337,839	17,367,451	2,970,388

正味財産増減計算書

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(一般事業会計)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(収益事業の部)			
(1) 経常収益			
④事業収益	107,852,361	105,672,480	2,179,881
社業直車	78,444,276	77,769,024	675,252
員務接両	24,733,220	22,916,320	1,816,900
請請請貸	4,211,198	4,987,136	△ 775,938
負負与	463,667		463,667
⑤雑収	58,686	30,332	28,354
受雑	160	1,292	△ 1,132
取	58,526	29,040	29,486
利			
息入			
経常収益計	107,911,047	105,702,812	2,208,235
(2) 経常費用			
①事業費	99,820,470	96,913,220	2,907,250
賃法福社燃車水運消損修減支廃外租通雑	16,256,790	15,171,350	1,085,440
定利員	922,627	913,656	8,971
福厚請料関光	81,170	72,000	9,170
両道	75,604,807	75,072,667	532,140
耗	220,676	236,808	△ 16,132
保繕償手物注	489,923	464,676	25,247
品	51,809	46,885	
險	279,100	223,760	55,340
却数	1,004,698	836,177	168,521
処	490,560	268,920	221,640
分	37,696	283,653	△ 245,957
公	2,024,530	1,144,561	879,969
信	1,404	0	1,404
税	21,124	83,820	△ 62,696
員料	2,227,600	1,975,880	251,720
福厚光用	56,600	88,100	△ 31,500
報手	31,133	30,307	826
利生熱品	18,223	0	18,223
品			
家公			
却通			
数			
②管理費	7,465,641	7,737,555	△ 271,914
役給法福水事消地租減旅通支	240,000	240,000	0
員料	3,265,420	3,401,900	△ 136,480
定利道務	531,680	736,175	△ 204,495
福厚光用	127,038	137,038	△ 10,000
耗	96,420	97,766	△ 1,346
代税	10,418	44,036	△ 33,618
費	115,992		115,992
償交	22,885	35,145	△ 12,260
信手	1,825,550	1,917,350	△ 91,800
手	69,952	116,587	△ 46,635
数	7,000	1,000	6,000
料	131,466	131,050	416
費	252,352	190,168	62,184
課費			
費			
料			

(一般事業会計)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
諸 事 務 委 託 手 数 費 料	18,000	28,800	△ 10,800
損 害 保 險	600,000	600,000	0
交 際 費	0	35,800	△ 35,800
貸 倒 引 当 金 繰 入	23,500	10,000	13,500
雑 費	59,000		59,000
	68,968	14,740	54,228
③営業外費用	1,053		1,053
支 払 利 息	1,052		1,052
固 定 資 産 除 却 損	1		1
經常費用計	107,287,164	104,650,775	2,636,389
評価損益等調整前当期經常増減額	623,883	1,052,037	△ 428,154
当期經常増減額	623,883	1,052,037	△ 428,154
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外特別費用			
①法 人 税 等	212,624	78,427	134,197
經常外費用計	212,624	78,427	134,197
当期經常外増減額	△ 212,624	△ 78,427	△ 134,197
当期一般正味財産増減額	411,259	973,610	△ 562,351
一般正味財産期首残高	8,632,187	7,658,577	973,610
一般正味財産期末残高	9,043,446	8,632,187	411,259
II 正味財産期末残高	9,043,446	8,632,187	411,259

キャッシュ・フロー計算書

(間接法)

(単位:円) (期末)
 自 平成28年 4月 1日
 至 平成29年 3月 31日

一般社団法人 おしかパブリックサービス

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	623,883
減価償却費	2,094,482
貸倒引当金の増加額	59,000
受取利息及び受取配当金	-160
支払利息	1,052
売上債権の減少額	562,346
その他の増減額	-475,474
(小計)	2,865,129
利息及び配当金の受取額	160
利息の支払額	-1,052
法人税等の支払額	-78,224
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,786,013
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-3,179,580
長期貸付けによる支出	-8,340
投資活動によるキャッシュ・フロー	-3,187,920
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	2,856,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,856,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	2,454,093
VI 現金及び現金同等物期首残高	6,279,847
VII 現金及び現金同等物期末残高	8,733,940

第 15 期 収 支 計 画 (案)

(単位：千円)

収入の部	第14期 予算額	第14期 決算額	第15期 予算額	比較増減
社員請負委託収入	77,746	78,444	78,600	156
公園・施設・清掃 除草・管理業務収入	25,967	24,733	27,000	2,267
民間受託業務収入	4,957	4,211	4,000	-211
車両貸与収入	0	464	1,200	736
収入合計	108,670	107,852	110,800	2,948
業務原価	第14期 予算額	第14期 決算額	第15期 予算額	比較増減
労務人件費	17,495	17,261	18,500	1,239
業務経費	7,292	6,955	7,150	195
社員請負費等	75,053	75,605	75,750	145
業務原価合計	99,840	99,821	101,400	1,579
一般管理費	第14期 予算額	第14期 決算額	第15期 予算額	比較増減
役員報酬	240	240	240	0
給料手当	3,450	3,265	3,300	35
法定福利費	750	532	545	13
福利厚生費	150	127	130	3
修繕費	30	0	0	0
水道光熱費	120	96	100	4
事務用消耗品費	60	10	10	0
消耗品費	30	116	120	4
地代家賃	45	23	25	2
保険料	45	0	0	0
公租公課	2,020	1,826	1,850	24
交際費	30	24	25	1
広告宣伝費	30	0	0	0
運賃	30	0	0	0
減価償却費	120	70	1,300	1,230
貸倒引当金繰入額	0	59	0	-59
図書印刷費	30	0	0	0
旅費交通費	30	7	10	3
通信料	155	131	150	19
支払手数料	198	252	255	3
諸会費	45	18	20	2
事務手数料	600	600	600	0
雑費	50	69	70	1
一般管理費合計	8,258	7,465	8,750	1,285
その他の損益	第14期 予算額	第14期 決算額	第15期 予算額	比較増減
その他の収入	10	59	60	1
その他の経費	10	1	10	9
法人税等	72	213	200	-13
その他の損益合計	-72	-155	-150	5
利益剰余金	第14期 予算額	第14期 決算額	第15期 予算額	比較増減
利益剰余金	500	411	500	89